

横芝光町農業委員会 8月第5回定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月5日(水) 午後3時～午後3時45分

2. 開催場所 横芝光町役場 第1会議室

3. 出席委員 (11名)

会 長	4番	萩原 智夫		
会長職務代理者	2番	鈴木 忠夫		
委 員			3番	土屋 正明
	5番	大川戸 直美	6番	佐久間 正好
	7番	佐久間 幸子	8番	長峯 高明
	9番	越川 雅彦	10番	行木 栄一
	11番	小野 秀明	12番	平山 雅英

4. 欠席委員 (1名) 1番 宇井 久

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	古作 健二
主幹兼農政班長	林 栄

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第2 議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について

日程第3 議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第4 議案第3号

令和2年度第5次農用地利用集積計画(案)の承認について

日程第5 議案第4号

令和2年度第3回農用地利用配分計画(案)の意見について

日程第6 議案第5号

横芝光町農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和2年8月(第5回)定例農業委員会総会を開会します。 はじめに萩原会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	萩原会長挨拶
事務局	ありがとうございました。 続きまして、ご多用のところご臨席をいただきました山田副町長から、ご挨拶をいただきます。
副町長	山田副町長挨拶
事務局	ありがとうございました。山田副町長におかれましてはこの後、公務のため、ここで退席となります。 本日は、1番 宇井久委員より欠席する旨の連絡がありましたので、ご報告いたします。 本日の出席委員は、12名中11名です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては萩原会長に議長をお願いします。
議 長	それでは、これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することに、ご異議ございませんか。(異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 2番 鈴木 忠夫 委員、11番 小野 秀明 委員にお願いします。 なお、会議書記には、事務局の林主幹を指名します。 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について 日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について 関連があるため一括議題として上程します。 事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

はじめに議案第1号をご覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について

農地法第3条による許可申請書が提出されたので、本会の議決を求めらる。

令和2年8月5日提出 横芝光町農業委員会長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の3条の許可申請は、区分地上権の設定1件です。

譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。

申請地の位置図と計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、上堺小学校の南西約500mの位置にあります。

新島字新田前の畑2筆、計4, 252㎡のうち536.22㎡です。

営農型太陽光発電設備設置のため、農地の空中部分、地上2.4mから3.9mの範囲で、区分地上権設定の許可を申請するものです。

なお、農林水産省の取扱い通知では太陽光発電パネルの最低地上高をおおむね2m以上確保することとされています。

太陽光パネルの下部を含め、申請地では小松菜の作付けを予定しています。

今回の案件のように、太陽光発電設備の設置者と所有者・耕作者が異なる場合には、太陽光発電設備の設置者は、農地の空中部分を利用することから、区分地上権として、農地法第3条第1項の許可を受ける必要があります。

なお、農地法第3条第2項各号には許可できない場合の規定がありますが、本件は、第2項ただし書きの「地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき」に該当するため、不許可の基準には当たりません。

太陽光発電設備の設置を目的とした、区分地上権設定の申請ですので、農地法第5条の許可が第3条の許可の前提条件となります。また、第5条と同じ許可日とし、同じく3年の許可期間とする取扱いとなります。

続きまして議案第2号をご覧ください。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見

について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和2年8月5日提出 横芝光町農業委員長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の5条の許可申請は、1件です。先ほどの議案第1号 農地法第3条の区分地上権設定の目的である太陽光発電設備の設置のための一時転用申請となります。

なお、譲受人と譲渡人、申請地は資料に記載のとおり、議案第1号と同じです。

農地に簡易な構造で容易に撤去できる支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等を設置する場合には、当該支柱について、農地法に基づく転用許可が必要となります。発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなければならないことから、一時転用許可の対象として可否を判断するものとされています。

申請地の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

転用面積は支柱部分のみとなるため、直径76mmの支柱を110本立てる計画で、面積は合計0.5㎡となります。土地利用計画図に面積の計算内容の記載がありますので参照ください。

設備の概要ですが、ソーラーパネル272枚とパワーコンディショナー5台を設置し、49.5kwの発電出力です。今回の発電事業計画については、経済産業大臣の認定を受けており、東京電力への電力需給契約申し込みも済んでいます。

また、発電設備を設置することによる遮光率は、31.9%で、作付け予定の小松菜については支障がないとの知見を有する者の意見書が提出されています。

農地の区分は農用地区域内の農地です。農振農用地は、原則許可できないとされていますが、一時的な利用で、町農業振興地域整備計画の達成に支障をおよぼす恐れがない認められる場合には例外的に許可できるとされており、町から支障がない旨の意見書が提出されていますので、例外的に許可できる場合に該当します。

一時転用の期間は農林水産省の取扱い通知により3年以内とされていますが、設備の下部の農地で営農の適切な継続が確実と認められるなどすれば、さらに3年ごとの延長が可能とされています。下部の農地で営農が

行われていない場合や、同じ年の地域の平均的な単収と比較して2割以上減少している場合、生産された農産物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合などは営農の適切な継続が確実でないと判断されることになります。

隣接農地への影響ですが、計画されている発電設備は、隣接地から一定の距離をとっていますので、日照や通風の支障はないと思われます。また、雨水は敷地内浸透としています。

工事期間は、本年11月1日から12月31日までを予定しています。

建設費用には、全額自己資金を充てるもので、金融機関からの預金残高証明書により、資金調達できる見込みであることを確認しています。

なお、土地改良区と耕作者からは同意書が提出されています。また、発電設備を撤去する際の費用については、譲受人が負担することで譲渡人と合意書が交わされています。

以上、議案第1号および議案第2号の説明とさせていただきます。

議長 ただいま、議案第1号及び議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。

この案件について、担当委員の説明を求めます。

11番 11番 小野です。

まず、5条に関しては、土地改良区と協議済です。また、発電事業の認定も受けているそうです。発電パネルの下では、小松菜栽培を計画し、収量を確保できる見込みとのことですので、計画どおりに進めていただければ問題はないと思います。

続いて、3条ですが、5条の許可が前提となりますが、耕作者から発電設備の設置に対して同意を得ており、区分地上権の設定についても問題はないと思われますのでよろしくお願いします。

議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

6番 6番佐久間です。農作物の小松菜が著しく減少した場合はどうなりますか。

事務局 仮に許可となった後に、2割以上減収し、継続して8割以上の収穫が見込めないと判断された場合には、3年後の更新申請が認められないということも考え

られます。

一時転用の許可期間は3年間とされていますが、期間内であっても適切に営農が行われないと判断されれば、県が許可の取り消しをすることもあり得ると思います。転用は県が許可・不許可等の決定を行いますが、県の取扱いによっては町農業委員会が行う3条の決定についても取扱いを合わせていかなければならないと考えています。

議長

他に質問はありませんか。なければ、質疑を終了します。

議案は前後しますが、農地法第5条の許可が第3条の許可の前提条件となりますので、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について を先に採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員挙手)

賛成全員よって、本案については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について 採決します。

農地法第5条の申請を県知事が許可することを条件に、本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員挙手)

賛成全員よって、本案については、原案のとおり決定します。

なお、第3条の許可指令書については、総会后すみやかに交付すべきところですが、第5条の申請を県知事が許可することが前提となりますので、後日、第5条の許可指令日と同日付けで第3条の許可指令書を交付すること、また、許可期間は第5条と同期間とすること、一方で第5条の申請を県知事が不許可とした場合には、第3条の申請を却下とし、第5条の不許可指令日と同日付けで却下の指令書を交付することでご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、県知事の決定を確認し、指令書の交付を取り扱うこととします。

日程第4 議案第3号 令和2年度 第5次農用地利用集積計画(案)の承認について 上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第3号 令和2年度第5次農用地利用集積計画(案)の承認について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により令和2年度第5次農用地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。

令和2年8月5日提出 横芝光町農業委員長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の利用集積は、新規設定 16件、再設定 12件です。

利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。

利用権を設定する農地ですが、

新規設定1件目は、牛熊 字 東耕地および 字 西耕地の田、24筆、計15,757.3㎡、賃借権の設定で水稲として利用、設定期間は今年15日から令和12年11月30日までの10年3か月間で、賃借料は10aあたりコシヒカリ1俵を直接現物で支払うものです。

新規設定2件目は、木戸 字 9割および 字 15割の田、7筆、計4,976㎡、賃借権の設定で水稲として利用、設定期間は今年15日から令和12年11月30日までの10年3か月間で、賃借料は10aあたりコシヒカリ1.5俵を直接現物で支払うものです。

新規設定3件目は、小堤 字 上宮台の畑、1筆、595㎡、使用貸借権の設定で普通畑として利用、設定期間は今年15日から令和8年8月14日までの6年間です。

新規設定4件目は、小堤 字 上宮台の畑、1筆、648㎡、使用貸借権の設定で普通畑として利用、設定期間は今年15日から令和11年10月31日までの9年2か月間です。

新規設定5件目は、木戸台 字 野中台の畑、1筆、651㎡、使用貸借権の設定で普通畑として利用、設定期間は今年15日から令和8年8月14日までの6年間です。

新規設定6件目は、木戸台 字 縄添の田、2筆、計2,009㎡と字 溝ノ内、字 野中台、字 町原、字 山ノ台の畑、5筆、計6,637㎡、田と畑併せて全7筆、合計8,646㎡、賃借権の設定で田は水稲として、畑は普通畑として利用、設定期間は今年15日から令和12年11月30日までの10年3か月間で、賃借料は田が10aあたりコシヒカリ1俵相当、畑が10aあたり10,000円を直接現金で支払うものです。

新規設定7件目は、木戸台 字 吹上および 字 野中台の畑、4筆、計2,

861㎡、使用貸借権の設定で普通畑として利用、設定期間は今年15日から令和12年8月14日までの10年間です。

新規設定8件目は、木戸台 字 合作および上ノ台の畑、8筆、計5,733㎡、賃借権の設定で普通畑として利用、設定期間は今年15日から令和12年8月14日までの10年間で、賃借料は10aあたり5,000円を直接現金で支払うものです。

新規設定9件目は、栗山 字 上沢の畑、1筆、1,206㎡、賃借権の設定で普通畑として利用、設定期間は今年15日から令和8年8月14日までの6年間で、賃借料は10aあたり10,000円を直接現金で支払うものです。

新規設定10件目は、鳥喰上 字 水神および 字 昭和の畑、2筆、計6,110㎡、賃借権の設定で普通畑として利用、設定期間は今年15日から令和8年8月14日までの6年間で、賃借料は100,000円を直接現金で支払うものです。

新規設定11件目は、木戸 字 97割の畑、1筆、2,644㎡、賃借権の設定で普通畑として利用、設定期間は今年15日から令和5年8月14日までの3年間で、賃借料は10,000円を直接現金で支払うものです。

新規設定12件目は、長倉 字 鍛冶屋台および字 荒久台の畑、2筆、計1,890㎡、使用貸借権の設定で普通畑として利用、設定期間は今年15日から令和5年8月14日までの3年間です。

新規設定13件目は、長倉 字 荒久台の畑、1筆、2,259㎡、使用貸借権の設定で普通畑として利用、設定期間は今年15日から令和5年8月14日までの3年間です。

新規設定14件目は、長倉 字 荒久台の畑、1筆、902㎡、使用貸借権の設定で普通畑として利用、設定期間は今年15日から令和5年8月14日までの3年間です。

新規設定15件目は、台 字 弁戈天の田、1筆、191㎡、賃借権の設定で水稲として利用、設定期間は今年15日から令和8年11月30日までの8年3か月間で、賃借料は2,000円を直接現金で支払うものです。

新規設定16件目は、宝米 字 谷原の田、1筆、712㎡、賃借権の設定で水稲として利用、設定期間は今年15日から令和12年11月30日までの10年3か月間で、賃借料は10aあたりコシヒカリ1俵を直接現物で支払うものです。

つづきまして

再設定1件目は、宮川 字 作間内後および 字 川向の田、3筆、計1,157㎡、賃借権の設定で水稻として利用、設定期間は今年15日から令和12年11月30日までの10年3か月間で、賃借料は10aあたりコシヒカリ1.5俵を直接現物で支払うものです。

再設定2件目は、宝米 字 宮ノ下の田、1筆、1,021㎡、賃借権の設定で水稻として利用、設定期間は今年15日から令和8年11月30日までの6年3か月間で、賃借料は10aあたりコシヒカリ1俵相当を直接現金で支払うものです。

再設定3件目は、母子 字 子安の田、3筆、計1,850㎡、賃借権の設定で水稻として利用、設定期間は今年15日から令和12年11月30日までの10年3か月間で、賃借料は10aあたりコシヒカリ1俵を直接現物で支払うものです。

再設定4件目は、屋形 字 宮後の畑、2筆、計6,726㎡、賃借権の設定で普通畑として利用、設定期間は今年15日から令和12年8月14日までの10年間で、賃借料は10aあたり20,000円を口座振込で支払うものです。

再設定5件目は、北清水 字 入間の畑、3筆、計5,020㎡、賃借権の設定で普通畑として利用、設定期間は今年15日から令和5年8月14日までの3年間で、賃借料は10aあたり10,000円を直接現金で支払うものです。

再設定6件目は、新島旧三島 字 後原の畑、2筆、計2,998㎡、賃借権の設定で普通畑として利用、設定期間は今年15日から令和8年8月14日までの6年間で、賃借料は10aあたり10,000円を直接現金で支払うものです。

再設定7件目は、栗山 字 サコテの畑、2筆、計1,263㎡、賃借権の設定で普通畑として利用、設定期間は今年15日から令和8年8月14日までの6年間で、賃借料は10aあたり10,000円を直接現金で支払うものです。

再設定8件目は、栗山 字 サコテの畑、1筆、1,668㎡、使用貸借権の設定で普通畑として利用、設定期間は今年15日から令和8年8月14日までの6年間です。

再設定9件目は、富下 字 下川の田、2筆、計1,231㎡、賃借権の設定で水稻として利用、設定期間は今年15日から令和12年11月30日までの10年3か月間で、賃借料は10,000円を直接現金で支払う

ものです。

再設定10件目は、中台 字 在松、字 大辺田、字 作ノ下の田、6筆、計5, 596㎡、賃借権の設定で水稲として利用、設定期間は今年15日から令和7年11月30日までの5年3か月間で、賃借料は60,000円を直接現金で支払うものです。

再設定11件目は、新井 字 二ノ原および宝米 字 沼田の畑、2筆、計2, 174㎡と 新井 字 矢掛、宝米 字 沖および字 沼田の田、5筆、計3, 406㎡、田と畑併せて全7筆、合計5, 580㎡、賃借権の設定で畑は普通畑として、田は水稲として利用、設定期間は今年15日から令和12年11月30日までの10年3か月間で、賃借料は10aあたりコシヒカリ1俵を直接現物で支払うものです。

再設定12件目は、鳥喰下 字 東表の畑、1筆、3, 069㎡、賃借権の設定で普通畑として利用、設定期間は今年15日から令和5年8月14日までの3年間で、賃借料は10aあたり12, 000円を直接現金で支払うものです。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。
それでは、新規設定の案件について、一括して質疑を許します

(異議なしの声)

議 長

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、新規設定について、採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員挙手)

賛成全員よって、新規設定については、すべて原案のとおり決定いたしました。

次に、再設定の案件について、一括して質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、再設定について、採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員挙手)

賛成全員よって、再設定については、すべて原案のとおり決定いたしました。

日程第5 議案第4号 令和2年度第3回農用地利用配分計画(案)の意見について 上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第4号 令和2年度第3回農用地利用配分計画(案)の意見について

農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第3項の規定により、令和2年度第3回農用地利用配分計画(案)が提出されたので、本会の意見を求める。

令和2年8月5日提出 横芝光町農業委員会長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の配分計画の案件は2件です。配分先の経営体は資料に記載のとおりです。

案件番号1番は、議案第3号の農用地利用集積計画において、公益社団法人千葉県園芸協会が新規に利用権の設定を受けた農地を農地中間管理事業により、農業の担い手へ配分・集積するものです。

備考欄に議案第3号の案件番号が記載されており、面積、筆数、地権者数はそれぞれ集計した数値となっています。

案件番号2番は、耕作者の都合により合意解約された配分計画について、別の担い手へ再配分をしようとするものです。

次のページからは、経営体ごとの農用地利用配分計画を添付しています。

配分される農地の明細と農業経営の状況を添付していますのでご確認ください。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。

議長

ただ今、議案第四号の朗読並びに説明が終わりました。

それでは、農用地利用配分計画について、一括して質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について、採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員挙手)

賛成全員よって議案第4号 農用地利用配分計画(案)については、異議ないものとして町長に意見を送付いたします。

日程第6 議案第5号 横芝光町農業振興地域整備計画の変更に関する意見について 上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第5号 横芝光町農業振興地域整備計画の変更に関する意見について 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定により、本会の意見を求める。

令和2年8月5日提出 横芝光町農業委員会 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

農業振興地域整備計画に定められた農用地区域での宅地造成などの開発行為が厳しく制限されています。他に代わりになる土地がないかどうか、周辺の農地に影響は無いかどうか等を判断した上で、やむを得ないと認められる場合は、町は農振計画を変更し、開発予定地を農用地区域から除外することができます。

この除外だけでは開発は行えず、除外後に別途農地法による農地転用許可申請を行い、許可を得る必要があります。

今後、町では約2年間をかけて、現在の農振計画について全体見直しをする作業に入ります。このため、新たな計画が策定されるまでは除外申請ができなくなります。

一覧に記載の3件については、全体見直しに入る直前の申請受付分となります。

事業計画者は、資料に記載のとおりです。

1枚めくってください。

左側のページが説明資料で右側のページが位置図となります。

1件目ですが、事業計画地は、中台 字 向地 畑2筆 計1,150㎡、ゴム製

品の製造会社が事業用地拡張のため、会社の隣接農地を売買により取得し、駐車場及び資材置場を整備しようとするものです。農地の区分ですが、10ha以下の小集団の農地であり、第2種農地相当と判断できます。

説明資料8の(2)必要性以下に記載のとおり、本事業計画に対し町は、やむを得ないと認められる場合に該当すると判断しています。

1枚めくっていただき、

2件目ですが、事業計画地は、北清水 字 清水 畑 499㎡、金属加工業を営む事業計画者が、新工場建設予定地の隣接農地を売買により取得し、専用住宅を建設しようとするものです。農地の区分ですが、10ha以下の小集団の農地であり、第2種農地相当と判断できます。

説明資料8の(2)必要性以下に記載のとおり、本事業計画に対し町は、やむを得ないと認められる場合に該当すると判断しています。

1枚めくっていただき、

3件目ですが、事業計画地は、木戸 字 11割 畑 728㎡、不動産業を営む事業計画者が、計画地を売買により取得し、建売分譲住宅2棟を建設しようとするものです。農地の区分ですが、第1種農地相当と判断されますが、このような住宅を建築する場合は、例外として農地転用許可が取り扱われているところです。

説明資料8の(2)必要性以下に記載のとおり、本事業計画に対し町は、やむを得ないと認められる場合に該当すると判断しています。

なお、一昨日8月3日(月)に農業振興地域整備促進協議会が開催され、町長からの農振計画変更の諮問に対し、異議なしと決定しています。町は農業委員会や土地改良区から意見聴取する取扱いとなっておりますので、農地転用による周辺農地や営農への支障がないか、といった観点から、農業委員会としての意見をご審議いただければと思います。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第5号の朗読並びに説明が終わりました。

それでは、横芝光町農業振興地域整備計画の変更について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長	<p>異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について、採決します。</p> <p>原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>賛成全員よって、横芝光町農業振興地域整備計画の変更については、異議ないものとして町長に意見を送付いたします。</p> <p>以上で 提案されました議案の審議は すべて終了しました。慎重審議ご苦労様でした。</p>
事務局	<p>以上をもちまして、令和2年8月(第5回)農業委員会定例総会を閉会します。</p>